

玄海3, 4号の特定重大事故等対処施設の 設置について

平成30年1月25日
九州電力株式会社

玄海3, 4号の特定重大事故等対処施設の設置について

特定重大事故等対処施設とは

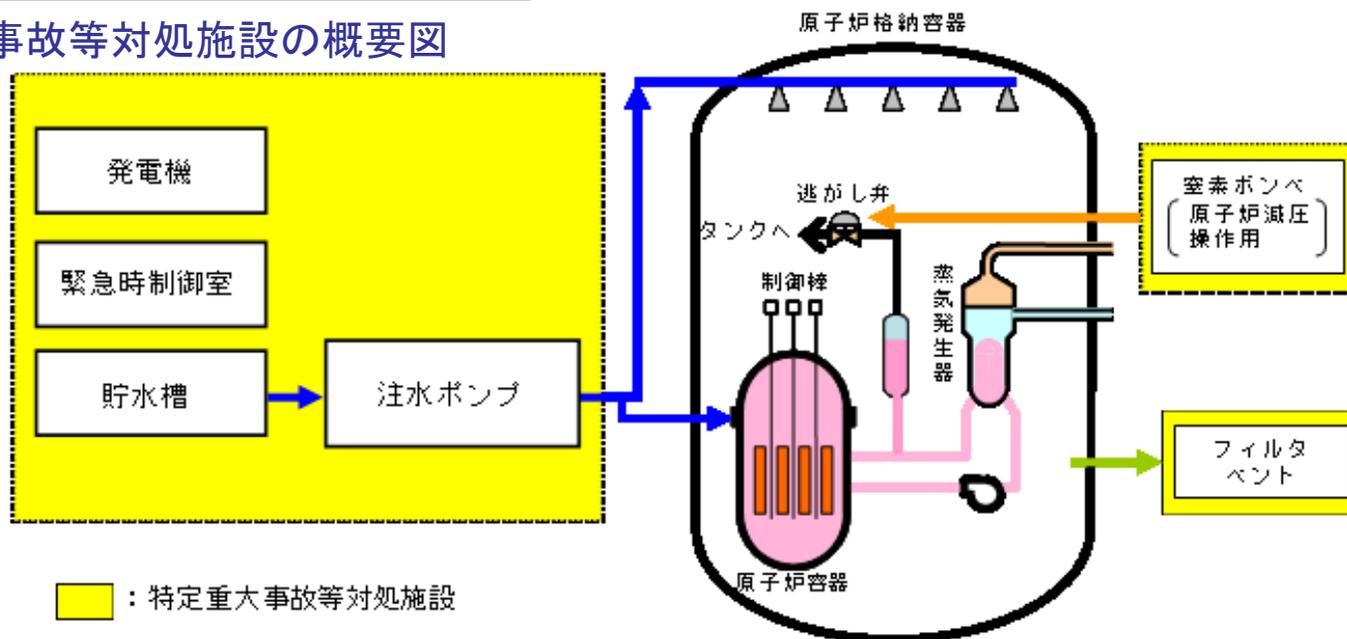
- 当社は、玄海3, 4号の特定重大事故等対処施設の設置について、平成29年12月20日、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請を行いました。
- また、安全協定に基づき、当該申請に係る事前了解願いを佐賀県及び玄海町へ提出しております。
- 特定重大事故等対処施設とは、新規制基準において、原子炉周辺建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉周辺建屋等との離隔距離をもった頑健な建屋を設け、その建屋の中に原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設を収納することが要求されているものです。

特定重大事故等対処施設は、原子力発電所の安全への信頼性を更に向上させるためのバックアップ施設です。

玄海3, 4号の特定重大事故等対処施設の設置について

特定重大事故等対処施設の概要

○特定重大事故等対処施設の概要図



○特定重大事故等対処施設の主な設備

主な設備	内容
①原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧操作するための設備	窒素ポンベ(原子炉減圧操作)
②原子炉内の冷却及び原子炉格納容器内の冷却をするための設備	注水ポンプ、貯水槽等
③原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	フィルタベント
④特定重大事故等対処施設の機器へ電力を供給するための専用の電源設備	発電機等
⑤特定重大事故等対処施設として設置した機器を制御(操作・監視)するための設備	緊急時制御室

玄海3, 4号の特定重大事故等対処施設の設置について

今後の流れ

	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
工事工程			※2	
		▽着工(※1)		

3号設置期限 H34.8.24
▽
4号設置期限 H34.9.13
▽

※1 工事計画認可後に着工

※2 特定重大事故等対処施設は、設置許可基準規則において、本体施設等の工事計画認可(玄海3号:平成29年8月25日、玄海4号:平成29年9月14日)から5年以内に設置することが要求されている

(参考)用語等の解説

○原子炉冷却材圧力バウンダリ

原子炉圧力容器、原子炉冷却系の配管、隔離弁などからなり、これが破壊されると原子炉冷却材喪失事故となる範囲の施設

○窒素ボンベ(原子炉減圧操作用)

窒素ボンベ(原子炉減圧操作用)から逃がし弁に窒素を供給し、同弁を開弁させ原子炉内の圧力を下げるための設備

○注水ポンプ

原子炉内の冷却及び原子炉格納容器内の冷却をするために送水するポンプ

○貯水槽

注水ポンプを用いた原子炉内の冷却及び原子炉格納容器内の冷却をするための水源

○フィルタベント

原子炉格納容器内の圧力が異常に上昇した場合、原子炉格納容器の損傷を防止するため、その内部の蒸気を放出(ベント)し、圧力を低減する装置

- 特定重大事故等対処施設の設置工事にあたっては、安全を最優先に着実に工事を進めるとともに、作業管理をしっかりと行ってまいります。
- 当社は、引き続き、地域の皆さまの安全・安心が得られるよう、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。